

平成28年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 平成28年12月9日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の制定について
議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改
正について
議案第70号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について
議案第71号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について
議案第72号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
議案第76号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	11番	神谷直子
12番	内藤とし子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
行政グループ主幹	中川幸紀
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口 靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸

学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	岡 本 竜 生
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いします。

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 議案第67号から議案第72号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいたきますようお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 第68号についてお尋ねいたします。

○副議長（浅岡保夫） 内藤議員、マイクをお願いします。

○12番（内藤とし子） 第68号は、法律の一部改正に伴って変わったということですが、法律の一部改正はどのように変わったのか、大きな変更点はどのようなものか、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 農業委員会法の改正に伴いまして、今回、大きく改正がされました。今回、農業委員の任期が満了する4月20日以降に新法が高浜市においては適用がされまして、市長が議会の同意を得て任命する農業委員、またそれとは別に、新たに農地利用の最適化を推進する目的で農業委員が委嘱する農地利用最適化推進委員が設置されます。新制度における農業委員は、主に委員会に出席して農地法に関する許可などの審議業務を行い、農地利用最適化推進委員は主に農地パトロールなどで現地などの活動業務を行うこととなり、現在の農業委員の業務を分業化することで、農業委員会の一層の機能強化を図ることを意図としております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ちょっと後のほうがはっきり聞こえなかったんですが、これまで農業委員は選挙で選んでいたと思うんですが、これが変更になったのはなぜかということと、これまで何人だったのか、最適化推進委員というのができたんですけれども、これはなぜかということをお聞きいたします。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 現状の農業委員は15名を、今回、法律に基づいた上限が14名のところを12名にしております。また、農地利用最適化推進委員につきましては、市内の農地面積に応じて割り振りがされておりまして、上限が3名以下というふうに定められておりますので、高浜市においては上限が3名以下になりますので、3名を定員とさせていただきます。

最適化推進委員が主に行う業務でございますが、地域の農業者等の話し合いを推進することによって、農地の集約化、集積化を推進する。また、遊休農地の発生防止、解消を推進するという業務が想定されております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、これまで何か決めるために議決権があったと思うんですが、そういうのはどのようになるのでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 議決権につきましては農業委員が持つこととなり、利用最適化推進委員は、その議決権に対しての意見を述べる立場となります。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほども聞いたかもしれませんが、そうすると最適化推進委員というのは議決権がなくて、何をすると言われましたか、もう一度、お示してください。

○副議長（浅岡保夫） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 最適化推進委員につきましては、主に地域の農業者等との話し合いの推進を行いまして、現場での活動を主に行うと。その中で、農地の出し手、受け手のアプローチ等を行うことで農地利用の集積、集約化を推進することや、遊休農地の発生防止や解消を推進

するというような現場活動を主に行うというようなことを想定しております。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 農業委員というのは実際に農業やってみえる方というのが今まであったんですが、現場での活動ということになると、どの程度やったら推進委員としての役割になるのかというのがちょっと見えてこないんですが、その点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、どの程度というような御質問でございますが、実際は我々の法的に決められておる人数というのは、推進委員は3人でございますので、推進委員さんが3人で今の農業の抱えておる課題を全て解決できるかと、そういうことではございませんので、それを御理解いただけるのであれば、非常に業務としては大変な業務になるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○副議長（浅岡保夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 責任が重いということもよくわかるんですが、ちょっと具体的にどのような仕事をされていくのかというのがはっきりしないものですから、聞いたんですが、そうすると農業委員は議決権があるんですね。でも、最適化推進委員は議決権はないけれども、農業委員に沿ってというか、やっていくというようなお話でしたが、ちょっとそのあたりの状況がはっきり見えてこないものですから、お聞きしたんですけれども、そうすると最適化推進委員というのは、その方たちのこうしなきゃいけないとか、そういう制約みたいなのはあるんでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 制約というか、具体的にということで申し上げるのであれば、例えば耕作放棄地があって、今、そこは農業委員会のほうでは農業委員さんが実際に情報だとか、農地利用改善組合の委員さんの情報によって、そういったものを農業委員会のほうで協議をしたり、議論をしておるわけですが、そういったものを具体的につなぐだとか、例えば新しい新規参入の若者がみえるよとか、そういった情報をくまなく、先ほどリーダーのほうの現場での活動というのはまさにそういうことであって、そういった部分を農業委員会のほうに打診をしたり、そういった情報をお伝えするという役割というふうに御理解をいただければと思いますが。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第67号から議案第72号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第72号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○副議長（浅岡保夫） 次に、日程第2 議案第73号から議案第78号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかとページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、一点お願いいたします。

補正予算書46ページ、14款県支出金、3項委託金、7目商工費委託金の中で、用地交渉事務委託金が計上されていますが、この委託金の内容と金額の根拠を教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 企業支援グループ。

○企業支援G（島口 靖） 御質問の用地交渉事務委託金でございますが、こちらのほうにつきましては、現在、愛知県企業庁が開発のほうを行っております豊田町地区の民有地の取りまとめに伴う委託金でございます。

金額の根拠といたしましては、愛知県企業庁と締結のほうをいたしました開発基本協定書、この中で民有地の土地売買契約及び物件移転補償契約の合計金額に1000分の4を乗じた金額を、取りまとめ完了後に愛知県企業庁が本市に支払うことを規定しており、この規定に基づく収入でございます。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 議案第73号、補正予算書の79ページ、職員の時間外勤務手当において約2,500万円増額補正しております。このことについては、平成26年の12月議会総括質疑においても同じ質疑をさせていただいており、さらなるコスト意識の向上、管理職のマネジメント力を期待し、当初予算からの適正な予算額の計上を指摘させていただいております。

平成27年、平成28年度と相変わらず、毎年、毎年同じように2,000万円程度の補正予算が計上されている現状を見ると、改善されていないことは言うまでもありません。よって、来年の平成29年度からはしっかりと改善し、当初予算から適正な額を計上していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 現在、来年度当初予算の編成段階であるため、確実なことは申し上げられませんが、補正予算で時間外勤務手当の大幅な増加が生じないように、当初予算において適正な時間外勤務時間分の手当額を予算計上していくことを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

ぜひ財政規律本来の姿でもある、当初予算からの適正額の計上をよろしくお願いいたします。
以上です。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 69ページの市道新設改良事業、69ページの一番上のほうですが、土地購入費が599万6,000円計上されていますが、これはどこの部分になるのでしょうか、お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 土地購入費の場所でございますが、こちらは市道港線の土地の購入の費用でございます。具体的な場所でございますが、横浜橋を渡って、カーブがちょうど終わったあたりのところに加美屋衣料さんというお店屋さんがありまして、その向かい側の土地の購入でございます。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第73号から議案第78号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第78号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会の開催により、12月10日から12月21日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、12月10日から12月21日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月22日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時17分散会
